

1 12年指定の制度に関すること

Q1 12年指定とは？

12年指定の概要は次のとおりです。

目的	一種免許状取得の促進を図る
根拠	教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）別表第3備考第8号
対象	昭和63年に一部改正された免許法の施行日（平成元年4月1日）以後、福岡県内の国・公・私立の小学校、中学校及び特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）に正規採用された職員のうち、採用時に小学校教諭又は中学校教諭の二種免許状を所有する者
指定日	採用時に所有する二種免許状での教授期間が12年を経過した日
指定期間	3年間

<参考>免許法別表第3備考第8号

二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して12年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の免許管理者は、当該12年を経過した日から起算して3年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の指定を行う。

Q2 いつ、どのように12年指定を受けるの？

12年指定を行うまでの大まかな事務の流れは、次のとおりです。

- ① 12年指定調査を実施します。（23教教第2596号依頼による調査のことです）
- ② 12年指定調査の結果を基に、対象となる者（以下、「12年指定対象者」という。）ごとに12年指定日を決定します。
- ③ 12年指定対象者に、指定を受けるか否か、指定期間中に単位をどのように取得するかなどの確認調査を行います。（平成24年1月頃）
- ④③を基に12年指定の内容を決定し通知します。（平成24年3月頃）

Q3 12年指定は必ず受けなければならないの？

必ず受けなければならないものではありません。

12年指定を受けて、3年間で10単位修得できる見込みがある場合に限り、指定を希望してください。指定後3年後には必要単位数が45単位に復元します。

Q4 12年指定はなぜできたの？

昭和61年4月の臨時教育審議会答申において、免許制度の改善が提言されました。これを受け、昭和62年12月、教育職員養成審議会では、教員として求められる資質能力の標準的水準は、大学の学部卒業程度を基礎資格とする免許状であると位置づける答申が行なわれました。

これらの審議会答申に基づき、昭和63年に免許法の一部が改正され、免許法第9条の2に一種免許状の取得努力義務が新設されるとともに、平成18年に免許法改正により、現在は免許法第9条の5にその促進を図るための措置として設けられているのが12年指定制度です。

<参考>免許法第9条の5

教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）の教員免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状を受けるように努めなければならない。

Q5 12年指定の対象は？

12年指定は、昭和63年改正法の施行日（平成元年4月1日）以後、福岡県内の国・公・私立の小学校、中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に正規採用された職員のうち、採用時に小学校教諭又は中学校教諭の二種免許状を所有する者に対し行われます。

また、同法は、経過措置として※¹施行日現在、※²現に教育職員である者に対しては、この制度の適用はしないと附則第11項で規定しており、これに該当する者は12年指定を受けることができません。

※1：平成元年4月1日の午前0時です。

なお、平成元年3月20日以降まで講師（常勤・非常勤を問わず、以下同じ。）で勤務をしていた者で、平成元年4月6日までに再び教育職員として任用された者は任用関係が引き続いたものとして取り扱い、施行日現在、現に教育職員であったとみなします。

※2：現に教育職員である者とは、上記※1の時点で、教諭、助教諭、講師（常勤、非常勤）であった（あったとみなされる）者をいいます。

詳しくは「3 12年指定のいろんなケース」のケース1～4を参照してください。

<参考>昭和63年改正法附則第11項

この法律の施行の際現に教育職員である者については、^{※3}新法別表第3備考^{※4}第8号から第10号までの規定は、適用しない。

※3：昭和63年改正法のことです。

※4：12年指定制度について規定した部分です。

Q6 12年指定を受けて一種免許状を取得するには？

一種免許状を取得するには、大学の通信教育課程（放送大学を含む。）や認定講習などで必要単位を修得する必要があります。

免許法では、実務経験年数に応じ必要単位数が逡減する措置があり、具体的には、実務経験年数に応じて、45単位から最低の10単位まで逡減します。

12年指定を受ける時点では、この措置により必要単位数は最低の10単位まで逡減しており、12年指定期間中（指定日より3年間）にこの10単位を修得することになります。

12年指定を受けた者は、本県が政令市と共催で実施している認定講習を最優先で受講できるなどの支援を受けながら一種免許状の取得を目指すことになります。

Q7 12年指定期間中に一種免許状を取得できなかつたらどうなるの？

12年指定を受けて、12年指定期間中に一種免許状が取得できなかった場合は、実務経験年数による必要単位の逡減措置の適用が受けられなくなります。**一種免許状を取得するために必要な単位数が45単位に戻り、その後の逡減措置はありません。**

また、12年指定期間中に必要単位をすべて修得していても、一種免許状の申請を行っていない場合も同様に、一種免許状を取得できていないので、実務経験年数による逡減措置の適用はなくなり、必要な単位数が45単位に戻り、その後の逡減措置はありません。

<参考>免許法別表第3備考第10号（抜粋）

第8号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して3年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、^{※1}第7号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第4欄に定める最低単位数は^{※2}同欄に定める単位数とする。

※1：実務経験年数に応じ一種免許状を修得するために必要な最低単位数が逡減する措置の規定です。

※2：45単位のことです。

Q8 採用時に複数の二種免許状を持っていたら？

12年指定は、採用時に所有するすべての小学校教諭及び中学校教諭の二種免許状が対象になります。

例えば、採用時に小・中両方の二種免許状を持っていて、採用後小学校にしか勤務していない場合でも、小・中両方の二種免許状が対象です。ただし、12年指定を受けるには、それぞれの二種免許状で12年間の教授期間が必要ですので、小学校での勤務期間が12年を経過する日に小学校教諭二種免許状に対し12年指定を受けることになります。

仮にその後、中学校で勤務することとなった場合は、中学校での勤務期間が12年を経過する日に中学校教諭二種免許状に対し新たに12年指定を受けることになります。

詳しくは、「3 12年指定のいろんなケース」の**ケース9**を参照してください。

Q9 今までに産前・産後休暇や育児休業などがある場合は？

正規採用されてから、12年指定を受けるまでの間に次のような期間がある場合、除算期間として取り扱います。

- ①病気休職の期間
- ②引き続き90日以上 of 病気休暇の期間
- ③産前及び産後休暇の期間
- ④育児休業の期間
- ⑤指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間
- ⑥海外日本人学校等において従事した期間

これらの期間は、採用後に従事した期間から除算されることになり、この除算期間の分だけ12年指定を受ける日が遅くなります。

計算方法は、まず各除算期間の日数を算出し、計算します。このとき、1年未満の端数がある場合は1年に切り上げます。

詳しくは、「3 12年指定のいろんなケース」の**ケース8**を参照してください。

Q10 はっきり確認できない除算期間があるときはどうするの？

除算期間は、12年指定を受ける日を決定する上で最も重要な情報ですので、調査票に記入する際には履歴書や出勤簿等で十分に確認してください。曖昧な情報を根拠に除算することはできませんので、どうしても正確な期間が確認できないものについては、記入することはできません。

この場合、除算期間が実際よりも短いこととなりますので、12年指定を受ける日が早まる場合があります。

しかし、12年指定期間の3年間で短縮されることはありません。

Q11 指定期間中に病気休暇や産前・産後休暇などを取得した場合は？

病気休暇や産前・産後休暇などを取得した場合、指定期間の進行を停止し、その後勤務することとなったときに再開します。この場合、休暇等を実際に取得した日数分だけ指定期間が延びることになります。

Q9にある除算期間とは取り扱いが異なり、1年未満の端数がある場合の端数処理（1年未満の端数がある場合は1年に切り上げる。）は適用されません。

また、このような場合は、「12年指定内容等変更届」（3月の指定内容決定の通知時に様式を配布します。）により報告してください。

Q12 12年指定を途中で解除することはできないの？

できません。

ただし、指定内容の変更はできます。

詳しくは、Q17をご覧ください。

2 単位の修得方法について

Q13 単位の取り方に決まりはあるの？

単位は、免許法などに定められた決まりに従い修得しなければ、一種免許状の取得はできません。

平成10年に免許法の一部が改正され（以下「平成10年改正法」という。）、一種免許状を取得する際に必要な単位の修得方法などが全面的に見直されました。従前の免許法（昭和63年改正法）による単位の修得は、平成15年3月31日まで可能でしたが、平成15年4月1日以降は平成10年改正法により単位を修得しなければなりません。

なお、昭和63年改正法の科目名の単位を修得している場合は、平成10年改正法の科目名の単位に読み替えて使用できます。その単位が認定講習における単位の場合は、「4 資料 平成10年改正法と昭和63年改正法の違い」を参考に各自読み替えていただくこととなりますが、大学の通信教育課程（放送大学を含む。）における単位の場合は、当該大学で平成10年改正法に読み替えた単位修得証明書を発行してもらってください。

Q14 単位はどこで修得できるの？

本県が政令市と共催で夏季休業日に実施している認定講習と、大学の通信教育課程（放送大学を含む。）で修得します。

この2つの方法については、次のQ15、Q16でそれぞれの概要を述べていますので参照してください。

認定講習だけではすべての単位を修得できないことがあるため、この2つの方法を併用されることをお勧めします。

Q15 認定講習とは？

認定講習とは、主に小・中学校教諭の一種免許状取得を支援することを目的として、文部科学大臣の認定を受けて実施されるものです。

本県の場合、政令市と共催で学校の夏季休業日に福岡教育大学等で開催しています。修得できる単位数は、1講座あたり1単位とし、受講料はテキスト及び教材費以外は特にありません。

例年5月中旬から下旬ごろ、市町村教委を通して各学校長あてに実施通知をしています。

この認定講習では、12年指定を受けた者が最優先で受講することが出来る措置を講じており、一種免許状の取得を支援しています。ただし、すべての単位について対応していないため、不足単位については大学の通信教育課程（放送大学を含む。）等で修得することとなります。

Q16 通信教育などで単位を修得する場合は？

★主な通信教育課程のある大学と取得できる免許状は・・・

- ◎星槎大学……………小学校、中学校（社会）
- ◎聖徳大学……………小学校、中学校（国語・社会・英語）、養護教諭
- ◎帝京平成大学……………中学校（社会）
- ◎慶應義塾大学……………中学校（国語・社会・英語）
- ◎創価大学……………小学校、中学校（社会）
- ◎玉川大学……………小学校、中学校（社会）
- ◎東洋大学……………中学校（国語・社会）
- ◎日本大学……………中学校（国語・社会・英語）
- ◎日本女子大学……………小学校、中学校（家庭）
- ◎東京福祉大学……………小学校、中学校（英語）、養護教諭
- ◎法政大学……………中学校（国語・社会）
- ◎明星大学……………小学校
- ◎京都造形芸術大学…中学校（美術）
- ◎佛教大学……………小学校、中学校（国語・社会・数学・英語）
- ◎大阪芸術大学……………中学校（国語・音楽・美術）
- ◎環太平洋大学……………小学校、中学校（英語）

★その他の大学と取得できる免許状は・・・

◎放送大学……………小学校（教職に関する科目のみ。）、中学校（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・家庭・英語）

通信教育課程などで単位を修得する場合は、各自大学に直接問い合わせの上、入学要項を取り寄せてください。

あらかじめ修得すべき単位は指定していますので、入学要項に載っている開講科目一覧表からその単位が修得できる科目を選んでください。

なお、履修科目を選択する際に不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

教育庁教育企画部教職員課免許・職員係（☎092-643-3891）

Q17 指定を受けた単位修得機関以外で受講したい場合は？

指定後に当初の指定とは異なった単位の修得方法を希望する場合は、「12年指定内容等変更届」（3月の指定内容決定の通知時に様式を配布します。）により報告してください。

Q18 指定どおり認定講習を受講したが単位を修得できなかった場合は？

12年指定期間内に再度認定講習又は他の単位修得機関（大学の通信教育課程等）で単位を修得することになります。

認定講習を実施する際は、実施通知を5月中旬から下旬ごろ行う予定ですので十分注意しておいてください。

Q19 二種免許状を取得する際に修得した単位は使えないの？

使用できません。

一種免許状を取得する際に必要な単位は、すべて二種免許状を取得した後に修得しているものでなければなりません。

短大や大学において、二種免許状を取得する際に必要な最低修得単位数以上の単位を修得していたとしても、一種免許状の申請の際には使用できません。

Q20 12年指定期間の前に修得した単位は使用できるの？

二種免許状を取得した後に修得したものであれば使用できます。

なお、今回の調査では、修得した（修得中の）単位について調査を行っており、実際に指定を受ける単位は、それを差し引いたものになります。

Q21 他県の認定講習は受講できるの？

受講申し込みは可能です。ただし、受講できるかどうかは、各県の状況により異なります。

なお、他県の認定講習で修得した単位は、本県で一種免許状を取得する際の単位として使用できます。

3 12年指定のいろいろなケース

ここでは、福岡 教子さん（仮名）が、「もしもこんな場合は？」という具体例を示し、12年指定を受ける指定日の考え方を解説します。みなさん参考にしてください。

- 注) 1 勤務歴は、平成24年3月31日現在で設定しています。
2 除算期間について特に記載のない場合は、除算期間はないものとします。
3 勤務校について特に記載のない場合は、福岡県内にある学校とします。

～～～福岡 教子さんのプロフィール～～～

氏名	福岡 教子
職名	教諭 (小学校)
採用時に所有する免許状	小学校教諭二種免許状

～～～

ケース 1 平成12年4月1日より前に講師の職歴がない場合

もしも、福岡 教子さんが、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間
1	A小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成17年3月31日 : 5年間
2	B特別支援学校小学部	教 諭	平成17年4月1日～平成24年3月31日 : 7年間
	計		12年間

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成24年4月1日です。

<解説>

「2 B特別支援学校小学部」は、小学校二種免許状により教授をしていますので、特別支援学校の小学部に勤務した期間は、小学校に勤務した期間と同様です。

ケース 2 平成12年4月1日より前に講師の職歴がある場合①

もしも、福岡 教子さんが、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間
1	C小学校	講 師	昭和63年4月7日～平成 元年3月27日
2	D小学校	講 師	平成 元年4月6日～平成 2年3月27日
3	E小学校	講 師	平成 2年4月6日～平成 3年3月27日
			⋮
4	F小学校	講 師	平成 9年4月6日～平成12年3月27日
5	G小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成24年3月31日

この場合、12年指定の対象者ではありません。

<解説>

昭和63年度に「1 C小学校」で講師として任用され、3月の任用期間満了の日である平成元年3月27日まで勤務し、平成元年4月6日に「2 D小学校」の講師として再び任用されていますので、この2つは任用関係が引き続いていると取り扱います。つまり、昭和63年改正法の経過措置の適用を受ける「施行日の際現に教育職員である者」とみなされ（Q5を参照してください。）、12年指定の対象者にはなりません。

なお、昭和63年度と平成元年度との、学校種・教科（中学校の場合）・任命権者（雇用者）の同一性は問いません。

また、このケースでは平成2～9年度に任用がない場合も同様です。

ケース 3 平成12年4月1日より前に講師の職歴がある場合②

もしも、福岡 教子さんが、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間
1	H小学校	講 師	昭和63年4月7日～平成 元年3月27日 (元年度は任用なし。)
2	I小学校	講 師	平成 2年4月6日～平成 3年3月27日
3	J小学校	講 師	平成 9年4月6日～平成12年3月27日
4	K小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成24年3月31日

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成24年4月1日です。

<解説>

昭和63年度に「1 H小学校」で講師として任用され、3月の任用期間満了の日まで勤務し、平成元年度は任用がなく、1年後の平成2年度に「2 I小学校」の講師として任用されていますので、この2つの任用期間は引き続いていません。従って、昭和63年改正法の経過措置の適用を受ける「施行日の際現に教育職員である者」とはみなされない（Q5を参照してください。）ため、12年指定の対象者になります。

なお、12年指定は、昭和63年改正法の施行日（平成元年4月1日）以後、正規採用された日から起算しますので、「4 K小学校」に正規に採用された日（平成12年4月1日）から起算することになります。また、このケースでは平成2～9年度に任用がない場合も同様です。

ケース 4 平成12年4月1日より前に講師の職歴がある場合③

もしも、福岡 教子さんが、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間
1	L小学校	講 師	平成 元年4月6日～平成 2年3月27日
2	M小学校	講 師	平成 9年4月6日～平成12年3月27日
3	N小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成24年3月31日

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成24年4月1日です。

<解説>

平成元年4月6日に講師として初めて任用されており、昭和63年改正法の経過措置の適用を受ける「施行日の際現に教育職員である者」とはみなされない（Q5を参照してください。）ため、12年指定の対象者になります。

なお、12年指定は、昭和63年改正法の施行日（平成元年4月1日）以後、正規採用された日から起算しますので、「3 N小学校」に正規に採用された日（平成12年4月1日）から起算することになります。

また、このケースでは平成2～9年度に任用がない場合も同様です。

ケース 5 異なる任命権者（雇用者）の学校での職歴がある場合①

もしも、福岡 教子さんが、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間
1	私立O小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成13年3月31日
2	公立P小学校	教 諭	平成13年4月1日～平成24年3月31日
計			12年間

※「1 私立O小学校」を自己都合退職し、「2 公立P小学校」に正規採用されているものとします。

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成25年4月1日です。

<解説>

異なる任命権者（雇用者）により複数回採用された場合については、最後に採用された学校から起算するので、「2 公立P小学校」に正規の職員として採用された日（平成13年4月1日）から起算することになります。

ケース 6 異なる任命権者（雇用者）の学校での職歴がある場合②

もしも、福岡 教子さんが、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間
1	国立Q小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成15年3月31日 3年間
2	公立R小学校	教 諭	平成15年4月1日～平成24年3月31日 9年間
	計		12年間

※「1 国立Q小学校」を割愛退職し、「2 公立R小学校」に正規採用されているものとします。

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成24年4月1日です。

<解説>

異なる任命権者（雇用者）により複数回採用された場合については、最後に採用された学校から起算しますが、この場合は、任命権者間の合意に基づいて行われた人事異動のため、「1 国立Q小学校」に正規の職員として採用された日（平成12年4月1日）から起算することになります。

ケース 7 他県での職歴がある場合

もしも、福岡 教子さんが、平成12年4月1日に三重県で正規職員として採用されていて、平成13年4月1日から引き続き福岡県の正規職員として採用されていたら。

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成25年4月1日です。

<解説>

平成12年4月1日に三重県で正規職員として採用されていますので、12年指定の対象者ですが、12年指定の起算日は、福岡県内での採用年月日（平成13年4月1日）となります。

ケース 8 除算期間がある場合（育児休業がある場合）

もしも、福岡 教子さんが、平成12年4月1日に福岡県に正規職員として採用された後、1児を出産していたら。

（平成13年4月23日から産前休暇を8週間取得し、6月17日に出産、その後8週間の産後休暇を取得後、平成14年3月31日まで育児休業。）

この場合、12年指定を受ける指定日は、平成25年4月1日です。

ただし、平成14年4月1日以降、当該除算期間以外がなかった場合とします。

<解説>

12年指定では、病気休職、引き続き90日以上病気休暇、産前及び産後休暇、育児休業の期間等、12年の勤務実績から除外すべき期間（Q9を参照してください。）を定めています。これらの期間は、指定をする免許状を使用していない期間と言えるでしょう。

この場合の除算期間について実際に算出してみると次のようになります。

産前休暇 H13. 4. 23～H13. 6. 17 (56日間)

産後休暇 H13. 6. 18～H13. 8. 12 (56日間)

育児休業 H13. 8. 13～H14. 3. 31 (231日間)

合 計 ①+②+③= (343日間)

除算期間に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げて取り扱いますので、この場合の除算期間は「1年間」となります。

ケース 9 採用時、複数の免許状を所有している場合

もしも、福岡 教子さんが、平成12年4月1日の採用時に小学校教諭二種免許状と中学校教諭二種免許状(国語)を所有していて、次のような勤務歴だったら。

	学 校 名	職 名	勤 務 期 間	
1	S小学校	教 諭	平成12年4月1日～平成15年3月31日	3年間
2	T特別支援学校中学部	教 諭	平成15年4月1日～平成19年3月31日	4年間
3	U小学校	教 諭	平成19年4月1日～平成24年3月31日	5年間
	計			12年間

小学校教諭二種免許状は、平成24年4月1日以降小学校(特別支援学校の小学部を含む。)のみで勤務したとすれば、4年後の平成28年4月1日が指定日です。

中学校教諭二種免許状は、平成24年4月1日以降中学校(特別支援学校の中学部を含む。)のみで勤務したとすれば、8年後の平成32年4月1日が指定日です。

<解説>

12年指定は、採用された学校種に関係なく、採用時に所有する小学校教諭及び中学校教諭の二種免許状すべてを対象としますので、この場合はどちらの免許状も指定対象免許状ということになります。

ただし、12年指定は、指定する免許状での教授期間が12年間必要ですので、今後、それぞれの免許状での教授期間が12年間となった時点でそれぞれ個別に指定を受けることとなります。複数教科の中学校教諭二種免許状を所有している場合も同様で、指定を受けるには、それぞれの教科で12年間の教授期間が必要です。

ケース 10 小学校で採用後、中学校の二種免許状を取得した場合

もしも、福岡 教子さんが、平成12年4月1日に小学校に採用された後、中学校の二種免許状(国語)を取得したら。

ただし、採用時の所有免許状は小学校教諭二種免許状。

この場合、12年指定を受ける免許状は、小学校教諭二種免許状のみです。

<解説>

12年指定は、採用時に所有する免許状を対象とします。よって、この場合、採用後に取得した中学校教諭二種免許状は指定対象外の免許状ということになります。

仮に、今後中学校(特別支援学校の中学部を含む。)へ異動した場合でも同様です。